

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第297号)

平成16年2月2日

横情審答申第297号

平成16年2月2日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月2日財用調第128号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約に関する文章（財政局所管分）昭和53年度～昭和61年度」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約に関する文章（財政局所管分）昭和53年度～昭和61年度」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約に関する文章（財政局所管分）昭和53年度～昭和61年度」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年5月27日付で行った非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

「新橋住宅の用地取得に係る文書」については、次の3件がある。

- (1) 「新橋住宅新設用地の取得（買い替え）に伴う土地売買契約の締結及び土地代金の支出について（伺）（昭和51年4月27日決裁）」（以下「文書1」という。）

当案件は、横浜市土地開発公社（以下「公社」という。）が東芝住宅工業株式会社より買収して所有していた土地を、横浜市が公社から買い替えしたもので、異議申立人（以下「申立人」という。）が請求してきた昭和53年度～昭和61年度の期間には該当していない。

- (2) 「新橋住宅（仮称）建設に伴う道路拡幅整備用地の取得に関する契約の締結及びその代金の支出について（伺）（昭和63年1月19日決裁）」（以下「文書2」という。）

当案件は、申立人から平成14年3月20日開示請求書が提出されたもので、平成14年4月4日一部開示決定している。

- (3) 「用地の取得に関する土地売買契約の締結について 事業名：市営新橋住宅（仮称）用地（平成元年9月25日決裁）」（以下「文書3」という。）

当案件は、申立人から平成14年3月20日開示請求書が提出されたもので、平成14年4月3日一部開示決定している。

また、申立人が開示請求している昭和61年2月4日決裁の「用地の取得に関する土地

売買契約の締結について 市営新橋住宅（仮称）用地（土地売買契約書 土地登記簿謄本）」の文書は保有していないが、同日決裁日（昭和61年2月4日）の文書で「宅地開発要綱に基づく公益用地（戸塚区緑園3丁目外所在）の取得に係る土地売買契約の締結及びその代金の支出について（伺）」（以下「文書4」という。）については、平成14年3月20日開示請求書が提出されたもので、平成14年4月3日一部開示決定している。

以上のとおり、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分の取消しを求める。

(2) 「用地の取得に関する土地売買契約の締結について 市営新橋住宅（仮称）用地（土地売買契約書、土地登記簿謄本）S61.2.4決裁」に係る表題の文章を確認したのに保有していないという非開示決定通知書を受け取ったので、確かに存在しているはずである。

(3) 遺産分割紛争中の昭和62年当時、土地買収書類（横浜市）一式に、道路拡幅整備事業のためであったので、平成14年3月18日に道路局へ行ったところ、用地買収に係る契約書であるといわれ財政局に案内された。法人として相続売買した請求書による支出命令書を提示したところ、「内訳 新橋住宅（仮称）建設に伴う道路拡幅整備用地の土地売買代金」と記入されたことを確認した財政局は関係書類を取り出してきた。古く変色したファイル書類の2通り（小・中学校）の学校用地の図面は、神明谷番地であることを確信した。同地番は、名義であった。
当時の地権者は となっていたはずである。

番地の代換地の代換地としての「小学校用地中学校用地 別途買収分」を新橋住宅（仮称）に仮換地したと、平成14年4月3日に確信した。

開示請求手続きで、財政局の指示どおりに、ファイルの表題部を記入したのに、非開示とされている。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約に関する文章（財政局所管分）昭和53年度～昭和61年度」である。

(2) 本件申立文書の特定について

本件請求において、申立人は、開示請求書に「昭和53年度～昭和61年度」と記載し対象年度を特定している。また、異議申立書のなかで、「用地の取得に関する土地売買契約の締結について 市営新橋住宅（仮称）用地（土地売買契約書、土地登記簿謄本）S61.2.4 決裁」に係る表題の文章を確認したとして、本件申立文書は存在するはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約書に関する文章（財政局所管分）」について、文書1から文書3が存在するとした上で、そのいずれもが申立人の特定する年度ではないとして、非開示決定している。なお、文書2及び文書3については、本件開示請求以前の平成14年3月20日に申立人から別の開示請求があり、同年4月4日及び4月3日にそれぞれ一部開示決定している。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、前記(2)の文書特定を行った上で、本件申立文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成15年12月12日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 申立人は、新橋住宅の用地取得及び中川土地区画整理組合に係る公益用地取得（以下「公益用地取得」という。）に関する文書を探しており、当時の財政局用地調整課（以下「用地調整課」という。）を訪れた。

用地調整課職員は、横浜市公文書目録（第1種・永年保存）や関連する起案文書の表紙を見せ、必要があれば文書を特定し情報公開請求ができることを申立人に話した。

(イ) 「新橋住宅の用地取得に係る文書」は、次の3文書が存在するが、いずれも申立人の特定する期間には合致しない。

文書1は、公社が昭和50年9月4日に東芝住宅工業株式会社から購入した用地を、昭和51年5月28日に横浜市が公社から買い替えた際に作成した昭和51年4月27日付の決裁文書である。

文書2は、新橋住宅建設に伴う道路拡幅整備のための用地を昭和63年2月10日に購入した際に作成した昭和63年1月19日付の決裁文書である。

文書3は、文書1の用地を取得する際に境界が未確定であった部分の用地を、

東芝メイゾン建設株式会社から平成元年9月25日に購入した際に作成した同日付の決裁文書である。

なお、文書2については平成14年4月4日、文書3については同年4月3日に申立人の別の開示請求に対して一部開示決定している。

(ウ) 申立人は、異議申立書の中で「用地の取得に関する土地売買契約の締結について 市営新橋住宅（仮称）用地（土地売買契約書、土地登記簿謄本）S61.2.4 決裁」に係る表題の文章を確認したとし、また意見書の中で財政局の指示どおりにファイルの表題部を記入したとしているが、申立人の言うような文書は存在しないし指示をした記憶もない。

ただし、申立人の別の開示請求に応じて、公益用地取得に係る文書4を平成14年4月3日に一部開示決定しており、文書4の決裁日が昭和61年2月4日であることから文書4の決裁日との混同により、申立人は前述の主張をしているのではないかと思われる。

(イ) 以上のことから、用地調整課としては、本件申立文書について作成し又は取得しておらず保有していない。

ウ 当審査会が、前記イの事情聴取に基づき実施機関の非開示決定について調査・検討した結果、本件申立文書を作成しておらず保有していないとする実施機関の説明に、特段不合理な点を認めることはできなかった。

行政文書分類表では「公共施設等用地買収関係書類」の保存期間を永年と規定していることから、当審査会が横浜市公文書目録（第1種・永年保存）の昭和53年度から昭和61年度までの期間について「新橋住宅建設に伴う用地の取得に関する契約書に関する文章（財政局所管分）」の記載を調査したが、その存在を確認することができなかった。

なお、申立人が異議申立書及び意見書の中で、公益用地取得と が所有していた土地との関係等について縷々述べているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第10条第2項に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・諮問の報告
平成14年9月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年11月28日 (第24回第二部会)	・審議
平成15年12月12日 (第25回第二部会)	・実施機関から事情聴取
平成15年12月25日 (第26回第二部会)	・審議
平成16年1月16日 (第27回第二部会)	・審議